

泉大津市児童発達支援センター整備について(案)

1. 趣旨

児童発達支援センターは、発達に遅れのある又は障がいのある子どもが通所し、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を実施します。また家族が安心して子育てができるための家族支援、障がい児の支援機関との連携や援助、助言などの地域支援を行い、発達支援の中核的な役割を担います。本市では福祉と教育が一体となり切れ目ない支援をめざし、発達支援の拠点で基盤となる就学前療育施設を整備します。

2. 実施内容

(1) 発達支援

- ・ 定員 30人
- ・ 対象 就学前児童(主に2～5歳児)
- ・ 支援内容 障がい特性や発達段階に応じた個別支援計画を作成し、集団、個別療育を実施

(2) 相談支援

(3) 保育所等訪問支援

(4) 家族支援

(5) 地域支援

3. 場所・運営方法

現戒保育所 泉大津市高津町 3-19

市がトイレや外溝等一部改修を行ったうえで、発達支援、障がい児施策の経験をもつ民間事業者による指定管理者制度により運営する。

4. これまで経過と今後のスケジュールについて

～令和2年度

庁内児童発達支援センター整備検討委員会の担当者会議・代表者会議を計4回、子ども・子育て会議等で協議、検討。

令和3年度

- ・設置条例の制定
- ・指定管理者の募集と指定
- ・改修設計業務

令和4年度

改修工事及び開設に向けての準備

令和5年度

センター事業開始